

# 地中熱施工管理技術者 登録規程

特定非営利活動法人 地中熱利用促進協会

# 地中熱施工管理技術者 登録規程

## 第1章 総 則

### 【趣 旨】

第1条 本規程は、「地中熱施工管理技術者資格制度規程」(以下、「資格規程」という)の第3章に基づき、特定非営利活動法人地中熱利用促進協会(以下、「本協会」という)が実施する地中熱施工管理技術者の資格登録に関する基本的事項を定める。

### 【目 的】

第2条 登録制度は、地中熱利用の設備工事にかかわる施工管理技術者の資格を定め、その登録を公平・公正かつ効果的・円滑に進めることにより、地中熱設備の品質を確保し、併せて、地中熱利用の技術水準の向上と地中熱利用に関わる技術者の地位向上を図ることを目的とする。また、この制度を実施し、地中熱施工管理技術者の活用を図ることにより、再生可能エネルギー熱利用技術・省エネルギー技術の普及と環境負荷の軽減に寄与するものである。

### 【登 録】

第3条 一級地中熱施工管理技術者及び二級地中熱施工管理技術者と認定されるためには、資格規程第8条第1項に定めるところにより、各級資格試験に合格した後、登録を申請して、本協会に備える各級地中熱施工管理技術者登録簿(以下、「登録簿」という)に記載されなければならない。

### 【登録要件】

第4条 地中熱施工管理技術者に登録する者は、下記に定める基準を満足することが必要である。

- 一 本協会が実施する地中熱施工管理技術者の資格試験に合格した者であること
- 二 資格試験合格後4年以上を経過した者、または地中熱施工管理技術者登録の有効期間を経過した者にあつては、登録更新講座を受講し修了した者であること
- 三 不正な行為または資格者にふさわしくない行為がない者であること
- 四 地中熱施工管理技術者の登録が取消され、取消された日から4年を経過した者であること。ただし、4年経過後、再度登録しようとする者は、再度資格試験を受験し合格すること

## 第2章 申 請

### 【申請手続き】

第5条 地中熱施工管理技術者の登録を新規に受けようとする者は、本協会に次に掲げる事項を記載した地中熱施工管理技術者登録申請書(別添様式第1号)を提出しなければならない。

- 一 氏名及び生年月日
- 二 現住所
- 三 資格試験の合格年月日及び受験番号
- 四 所属する会社などの名称、所在地及び電話番号
- 五 登録手数料振替払込受付証明書
- 六 写真

2 申請に際しては、事前に登録に必要な手数料を支払わなければならない。

3 資格試験合格後4年以上を経過した者、または地中熱施工管理技術者登録の有効期間を経過した者にあつては、登録更新講座の受講修了書の写しを添付しなければならない。

## 第3章 実施・審査

#### 【登録実施】

第6条 前章の規程により登録の申請があった場合、本協会は第4条に定める基準に基づいて審査を行い、基準を満たす者について遅滞なく登録簿に登録記載する。

2 登録申請者のうち、登録基準を満たさないなど登録を行わない者については、本協会は理由を付した上で当該申請者に通知しなければならない。この場合、支払われた登録手数料は、審査手数料、郵送料など必要経費を除いた額を申請者に返還する。

#### 【審査】

第7条 本協会は、第4条の規程を満足しないと思われる者並びに登録を取消すべきと判断される者については、登録の可否について事前に「地中熱施工管理技術者資格制度管理委員会」（以下、「委員会」という）において審査を行い、判断する。

#### 【登録簿への記載】

第8条 第3条に定める登録簿には、次の事項を記載する。

- 一 氏名及び生年月日
- 二 現住所
- 三 資格試験の合格年月日及び受験番号
- 四 所属する会社などの名称、所在地及び電話番号
- 五 登録年月日及び登録番号
- 六 登録の有効期間
- 七 写真

### 第4章 交 付

#### 【登録証及び携帯登録証の交付】

第9条 第6条第1項により登録を行った者に対し、本協会は次の事項を記載した登録証及び携帯登録証を交付する。

- 一 氏名及び生年月日
- 二 資格試験の合格年月日（登録証のみ。携帯登録証には記載しない。）
- 三 登録年月日及び登録番号
- 四 登録の有効期限
- 五 所属する会社などの名称
- 六 写真（携帯登録証のみ）

2 登録証並びに携帯登録証を破損または紛失した場合には、遅滞なく登録証・携帯登録証再交付申請書（別添様式第3号）と写真及び交付手数料を添えて、本協会に再交付の申請を行わなければならない。

### 第5章 有効期間

#### 【登録の有効期間】

第10条 資格試験合格後4年以内に登録を行う新規登録の有効期間は、試験合格の日から4年間経過した年の年度末（3月末日）までとする。

2 更新の登録の有効期間は、従前の登録の有効期間満了の翌日から4年間とする。

### 第6章 更 新

#### 【更新登録の申請】

第11条 登録の更新を受けようとする者は、原則として登録の有効期間満了の日までに、本協会に次に掲げる事項を記載した地中熱施工管理技術者登録更新申請書（別添様式第2号）と、第12条第1項の更

新講座修了証書の写しを提出しなければならない。

- 一 氏名及び生年月日
- 二 現住所
- 三 資格試験の合格年月日
- 四 登録年月日及び登録番号
- 五 所属する会社などの名称、所在地及び電話番号
- 六 登録手数料振替払込受付証明書
- 七 写真

【登録更新講座】

第12条 登録の更新を受けようとする者は、登録の有効期間満了の日の前1年以内の間に、本協会が実施する登録更新講座を受講し、修了しなければならない。本協会は修了者には修了証書を交付する。ただし、登録更新講座の修了証書の有効期間は、受講後1年間とする。

2 前項の規程にかかわらず、やむ得ない理由により登録の有効期間を過ぎた者でも、その理由を添えて申請し、本協会が認めた場合には、登録の更新を申請できるものとする。更新登録可否は、委員会にて審査を行い、判断する。また、登録更新が認められた場合でかつ本条第1項の登録更新講座の修了証書のないものは、登録後1年以内に本協会が実施する登録更新講座を受講した後、本協会に修了証書の写しを30日以内に提出しなければならない。

3. また、やむ得ない理由により資格試験合格後4年以上を経過して新規登録を行う者は、改めて登録更新講座を受講し、その理由を添えた上で登録申請する。前項同様に、本協会が認めた場合には、登録が認められる。その時の有効期間は、試験合格の日から起算して4年後から新規登録まで経過した期間は短縮される。

4 第10条及び第12条より、新規登録と登録更新講座・更新登録の関係は、図-1のように整理される。

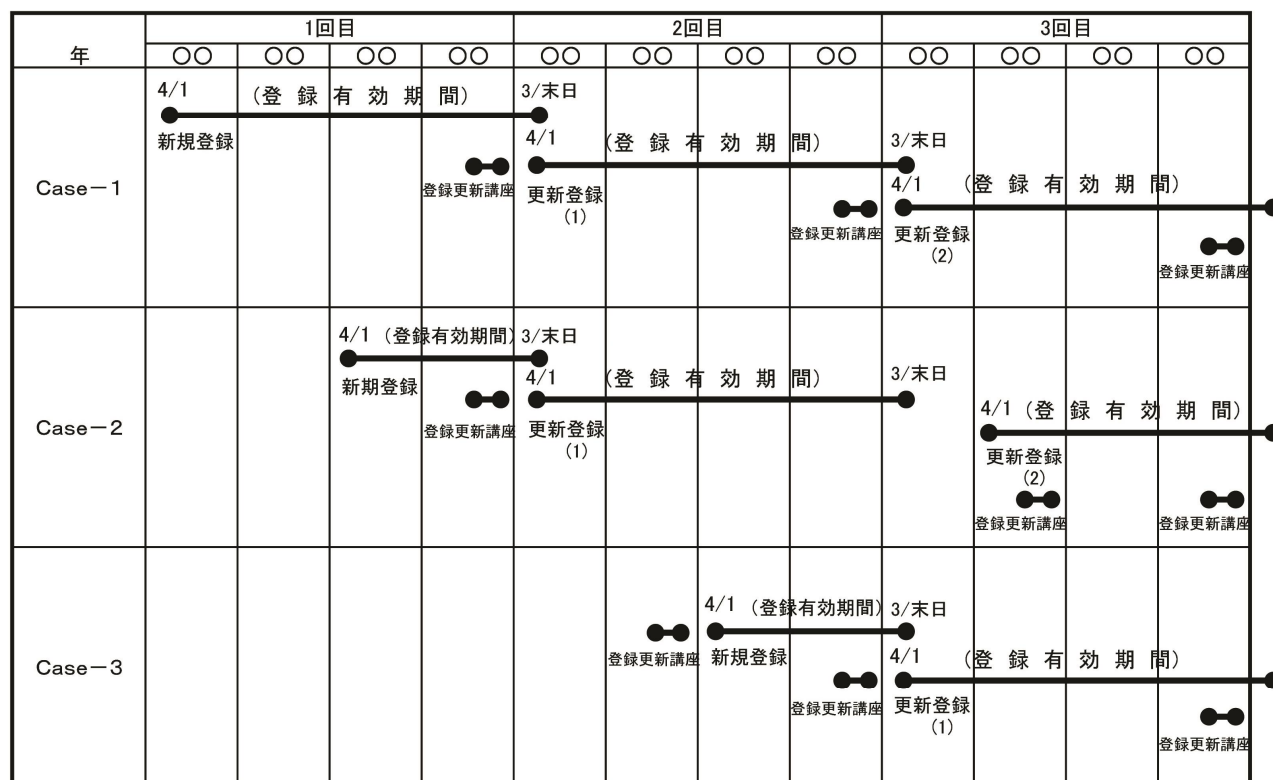


図-1 新規登録と登録更新講座、更新登録の関係

## 第7章 雑 則

### 【変更などの届出】

第13条 登録を受けた者は、第9条の登録証の内容および現住所に変更が生じた場合、速やかにその旨の変更届出書(別添様式第4号)を登録証及び携帯登録証と手数料を添えて、本協会に提出しなければならない。

2 第1項の規程により変更届出書の提出があった場合、本協会は変更箇所を訂正し、登録証及び携帯登録証を新たに交付する。

### 【登録の取消】

第14条 本協会は、次に掲げる事項に該当する場合には、当該登録を受けた者の登録を取消することができる。

一 第4条に定める基準を満たさないとき

二 第5条の登録申請書の重要事項に虚偽の記載があることが判明したとき

三 正当な理由がなく、第11条第1項の登録更新申請書または第13条の変更届出書の提出を怠ったとき

2 第12条第2項に定める条件にて登録を受けた者は、登録更新講座修了証書の写しを、提出期限内に提出しない場合には、自動的に登録が取消される。

3 第1項及び第2項の規程により登録が取消された者は、遅滞なく登録証及び携帯登録証を本協会へ返納しなければならない。

### 【規程の制定・改廃】

第15条 本規程の制定及び改正又は廃止するときは、委員会での審議を経て、本協会の理事会の承認を受けなければならない。

附 則 (平成27年1月16日)

本規程は、平成27年1月16日より施行する。

様式第1号

## 〇〇地中熱施工管理技術者新規登録申請書

特定非営利活動法人地中熱利用促進協会 殿

〇〇地中熱施工管理技術者の登録の申請をします。

申請年月日 平成 年 月 日

※登録番号		※交付日	平成 年 月 日
ふりがな			性別
氏名	姓	名	男・女
生年月日	昭和・平成 年 月 日 (満年齢 歳)		
試験合格年月日	平成 年 月 日	受験番号	
(ふりがな) 現住所 電話番号 メールアドレス	〒 — (建物名等・部屋番号) — — 自宅・呼出・携帯		
(ふりがな) 勤務先名称			
(ふりがな) 勤務先所在地 電話番号	〒 — (建物名等・部屋番号) — — (内線番号)		

〇〇地中熱施工管理技術者試験新規登録申請書作成上の留意事項

1. 筆以外の黒または青字の筆記用具を使用し、文字は楷書で正確に記入すること。(パソコン等による作成可)
2. ※印欄は記入しないでください。
3. 勤務先名称、所在地、電話番号は、会社等の名称、支店や所属部署等の名称とその電話番号も記入して下さい。

私は上記事項について、虚偽の記載をせず、事実を隠蔽しないことを誓います。

平成 年 月 日 氏名 印

※注：写真、振替払込受付証明書は、2枚目に貼付して下さい

写 真 貼 付 欄

のりしろ	のりしろ
平成 年 月 日撮影	

縦 3 cm×横 2.5 cm

1 .

- 脱帽・正面上半身のもの
2. 上部のりしろに貼付
  3. 撮影後 6 ヶ月以内
  4. 不鮮明なものは無効
  5. カラー・白黒とも可
  6. 写真裏面に氏名を記入

振替払込受付証明書

〇〇地中熱施工管理技術者更新登録申請書

特定非営利活動法人地中熱利用促進協会 殿

〇〇地中熱施工管理技術者の更新登録の申請をします。

申請年月日 平成 年 月 日

※更新登録番号	※交付日		平成 年 月 日
	※登録有効期限		平成 年 月 日
ふりがな			性別
氏名	姓	名	男・女
生年月日	昭和・平成 年 月 日 (満年齢 歳)		
試験合格年月日	平成 年 月 日	登録番号	
(ふりがな) 現住所  電話番号 メールアドレス	〒 —  (建物名等・部屋番号)  — — 自宅・呼出・携帯		
(ふりがな) 勤務先名称			
(ふりがな) 勤務先所在地 電話番号	〒 —  (建物名等・部屋番号)  — — (内線番号)		

〇〇地中熱施工管理技術者更新登録申請書作成上の留意事項

1. 筆以外の黒または青字の筆記用具を使用し、文字は楷書で正確に記入すること。(パソコン等による作成可)
2. ※印欄は記入しないでください。

私は上記事項について、虚偽の記載をせず、事実を隠蔽しないことを誓います。

平成 年 月 日 氏名 印

※注：写真、振替払込受付証明書は、2枚目に貼付して下さい



写 真 貼 付 欄

のりしろ	のりしろ
平成 年 月 日撮影	

縦 3 cm×横 2.5 cm

1 .

脱帽・正面上半身のもの

2. 上部のりしろに貼付
3. 撮影後 6 ヶ月以内
4. 不鮮明なものは無効
5. カラー・白黒とも可
6. 写真裏面に氏名を記入

振替払込受付証明書

登録証・携帯登録証再交付申請書

平成 年 月 日

〒

住所 \_\_\_\_\_

TEL: \_\_\_\_\_

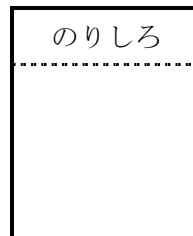
申請者 \_\_\_\_\_

特定非営利活動法人地中熱利用促進協会 殿

下記の理由により、地中熱施工管理技術者登録証・携帯登録証の再交付を申請致します。

1. 再交付申請理由	
2. 再交付登録証	登録証 ・ 携帯登録証
3. 資格種別	一級 ・ 二級
4. 破損または紛失した年月日	平成 年 月 日
5. 登録番号	
6. 有効期限	平成 年 月 日
7. 合格年月日	平成 年 月 日
8. 所属名	

写真貼付欄



平成 年 月 日撮影

1. 縦3 cm×横2.5 cm  
脱帽・正面上半身のもの
2. 上部のりしろに貼付
3. 撮影後6ヶ月以内
4. 不鮮明なものは無効
5. カラー・白黒とも可
6. 写真裏面に氏名を記入

変更届出書

平成 年 月 日

〒

住所 \_\_\_\_\_

TEL : \_\_\_\_\_

申請者 \_\_\_\_\_

特定非営利活動法人地中熱利用促進協会 殿

登録証記載事項に下記のとおり変更が生じたため、登録証・携帯登録証を添えて届け出ます。

1. 登録者氏名	(フリガナ)
	_____
2. 現住所	〒 _____ TEL : _____
3. 所属会社等の名称	変更前
	_____
	変更後
	_____
4. 所属会社等の住所	〒 _____ TEL : _____

(留意事項)

1. 該当する変更事項のみ記入すること